

## 重度心身障害者等の援護金と難病患者への見舞金の見直し（三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案）についてパブリック・コメントを募集します

パブリック・コメントとは、市が政策等を策定する場合、その案を事前に公表することにより市民から意見の提出を受け、最終的な案を決定しようとするものです。

今回、次の案件について、市民の皆様の意見を広く募集します。

### 1 案件名

重度心身障害者等の援護金と難病患者への見舞金の見直し（三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案）

### 2 改正の趣旨

重度心身障害者等の援護金は、心身又は精神に重度の障害を有する者を慰問激励し、その自立を力づけるため、本市に1年以上引き続き居住する重度心身障害者等を対象に、本市独自の制度として昭和45年度から支給が開始され、これまで7回の制度改正を経て、現在は障害の等級によって、1人につき年額15,000円又は10,000円を支給しております。

一方で、難病患者に対する同様の制度として、本市に1年以上引き続き居住する難病患者を対象に、その回復を願い再起を力づけるため、昭和48年度から難病患者への見舞金を支給しており、これまで3回の制度改正を経て、現在は1人につき年額15,000円を支給しております。

難病患者の支援制度については、平成25年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる障害者総合支援法において難病患者が障害福祉サービスの対象に加えられ、障害者としてサービスを受けることができるようになるとともに、平成27年1月1日施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」により、難病患者、小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成制度の整備が図られ、医療費助成の対象となる「指定難病」が56疾病から306疾病へ、「小児慢性特定疾病」が514疾病から704疾病へと拡大されるなど、様々な支援制度の充実が図られてきました。

国の難病患者に係る支援制度が拡充される一方で、本市独自の制度である見舞金の対象者は今後大幅に増加する見込みであり、重度心身障害者等であって難病患者である者が援護金と見舞金の両方を受給する重複受給が増加していくことが予想されます。今後も制度の継続と適正な支給を実施していくためには、難病患者を取り巻く社会環境の変化に配慮しながら、制度の見直し等の検討が必要となっていることから、今回、対象者が異なる同様の制度として別々に支給している重度心身障害者等の援護金と難病患者への見舞金を統合しようとするものです。

### 3 主な改正の内容

難病患者への見舞金を重度心身障害者等の援護金に統合し、次のように制度を一本化します。

また、改正条例の施行日は、平成29年4月1日を予定しています。

現 行			
制度区分	重度心身障害者等の援護金		難病患者への見舞金
対象者	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	身体障害者手帳3級若しくは4級、療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級の所持者	特定医療費（指定難病）受給者証、静岡県特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は被爆者健康手帳の所持者（以下「 <b>難病患者</b> 」という。）
支給金額	15,000円	10,000円	15,000円
			
改 正 後（平成29年度から）			
制度区分	重度心身障害者等の援護金		
対象者	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の所持者 <b>又は難病患者</b>	身体障害者手帳3級若しくは4級、療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級の所持者 <b>（ただし、難病患者と重複する者を除く）</b>	
支給金額	15,000円	10,000円	

### 4 募集期間

8月25日（木）から9月23日（金）まで

## 5 提出方法

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、上記募集期間内に直接、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで提出してください。

## 6 提出先

〒411-8666 三島市北田町4番47号

三島市 社会福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係

FAX番号 055-976-5555

電子メールアドレス [syohuhuku@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:syohuhuku@city.mishima.shizuoka.jp)

※本市ホームページのパブリック・コメントコーナーにおいても提出が可能です。

## 7 意見の取扱

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、行政課、情報公開コーナー、公民館（北上、錦田、中郷、坂）及び生涯学習センターにおいて、閲覧又は資料配布の方法により公表します。

なお、提出された意見への個別回答は致しません。

## 8 問合せ

三島市 社会福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係

電話番号 055-983-2612